

平成 22 年第 3 回更別村議会定例会会議録(2 日目)

平成22年9月21日

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 林 光男 書記 吉本 正美
書記 佐藤ちはる

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は7名であります。 定足数に達しております。
議 長		これよりただちに本日の会議を開きます。
		(10 時 00 分)
議 長		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議 長		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、 4番堂場さん、6番松橋さんを指名いたします。
議 長		日程第2、議会運営委員長報告を行います。 さきの本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求め ます。
		堂場議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 第3回村議会定例会の追加議案等の提案に関し、議長から諮問が ありましたので、これに応じ9月21日午前9時00分より議会運営 委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に 協議いたしました。
		その結果、会期については、追加提出案件の状況などを考慮し検 討した結果、9月22日までとし、会期日程については、お手元に配 付したとおりといたしました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議 事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議 長		委員長の報告が終わりました。
議 長		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします 日程第3、村政に関する一般質問を行います。 順次発言を許します。
		3 番 菊地さん
3 番菊地議員		議長のお許しをいただきましたので通告に従い一般質問させてい

いただきます。

今日の私の一般質問ですが、住生活基本計画策定と今後のまちづくりということで、5点についてお伺いします。

少子高齢化の加速する昨今、村におきましても高齢化率 26.4%と超高齢化社会に突入しています。村内の児童、生徒数、乳幼児も減少しております。

加えて様々な意識の高まり、安心、安全、国際化、長引く不況、社会情勢は大きく変化しています。

これを背景といたしまして、住宅政策も量から質へと転換が望まれるところです。

多様化する住宅困窮者とニーズへの対応、高齢者や障害者の方への福祉や防災、快適な住環境の提供、このような横断的な展開が望まれます。

住生活の安定を確保するため、来年度に向けまして策定予定の住生活基本計画と今後のまちづくりについてお伺いいたします。

1点目です。

市町村におきまして、住生活基本計画の法的策定義務はありません。これをあえて策定することで、住まいづくりに対する村の方向性と考え方を明らかにいたしまして共有することが重要だと思います。目的と基本的な考え方、また村独自に重要視している点は何かお聞かせ下さい。

2点目です。

計画策定のスケジュール、村民の方々の意見、要望の取り入れ方についてお伺いします。アンケートを取ったようにすれども、他にもパブリックコメント等、色々な方法があると思いますけれども、それらの実施等についてのお考えをお伺いいたします。

3点目です。

全国、北海度の住生活基本計画の中には具体的な目標値を定めた項目があります。そのことについて、村ではどのようにお考えなのかお聞かせ下さい。

4点目です。

少子高齢者、そして障害者の方の自立支援、そのようなことに向けた住宅をトータルに整備することは民間の業者には難しいことだと思います。そうなりますと、おのずと行政の役割が見えてくるのですけれども、村として、行政として、政策住宅としての今後の公営住宅のあり方についてお聞かせ下さい。

5点目です。

市外中心地から外へ外へと拡張した今の更別のまちづくり、これからコンパクトなまちづくりへの転換が将来的に暮らしやすいまちになると確信していますけれども、市街地活性化との連携についてどのようにお考えでしょうかお伺いします。

岡出村長

議長

菊地議員のご質問の住生活基本計画策定と今後のまちづくりについて、お答えを申し上げます。

まず近年、居住環境は、少子高齢化や環境保全意識の高まりなどによりまして、居住ニーズ、家族形態の多様化が進むなど、これまでの住宅施策の諸条件が大きく変化してきたことにより、平成 18 年にこれまでの住宅建設の目標値を定めた住宅建設計画に替えまして、住生活基本法が制定されたところであります。

これを受けて、北海道では平成 19 年 2 月に、北海道らしい住まいづくりに向けた住宅政策の目標、推進方針、具体的な住宅政策の展開を定めた、北海道住生活基本計画を策定しているところであります。

こうした背景を踏まえて、更別村においても持家、民間借家、公営住宅を含む更別村住生活基本計画と、昭和 40 年代後半に建設された、公営住宅が耐用年数 30 年を経過し、又、順次迎えるために建替や計画的な改善によって長寿命化を図り、これまでの対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理へと転換を図るべく、公営住宅長寿命化計画を併せて、本年度内に策定すべく作業を進めているところであります。

また、本計画の策定によって、建替や改修に補助等の財政支援を受けられることとなっております。

ご質問の 1 点目ではありますが、更別村では、これまで総合計画及び平成 3 年度に策定した、地域高齢者住宅計画、これはシルバーハウジングと呼んでおりますけれども、これに基づき住宅政策、公営住宅の整備を進めてきたところであります。

しかし、ご質問のとおり急速な少子高齢化や居住ニーズ、環境保全意識の変化により、これまで前提としてきた諸条件が大きく変化してまいりましたので、村の住宅整備の方向を、公営住宅一辺倒から民間で建設する賃貸住宅建設促進事業助成制度を定めて、民間の住宅建設促進へとシフトさせて来たものであります。

こうしたことも背景に、新たに更別村にふさわしい住生活に関して、子供から高齢者まですべての人が安心して暮らせる、いつまでも住み続けられる住環境の形成と、多様化するニーズへの対応のため、公営住宅戸数の適正な建替と改修、一般住宅への助成事業や多様で質の高い住宅の形成、更には更別の自然環境を守り、次世代に残していく、環境と調和する住宅、住宅地の形成の 3 つの基本目標を設定し、総合計画における住環境整備方針である、快適に暮らせる住環境をつくる、そのことを目的として策定を進めているものであります。

次に 2 点目の計画の策定スケジュール、住民意向の反映につきましては、6 月に十勝総合振興局のオブザーバー 2 人を含む庁内策定委員会を立ち上げまして、7 月には村内全世帯にアンケート調査を実施いたしましたものであります。

その回答を基に課題等を整理し、計画づくりを行っているものがあります。また、策定の間段階で、村営住宅委員会を今月下旬に開催し、ご意見をいただき、また素案計画がまとまった段階で議会に説明をさせていただきたいと思っているところであります。

更に素案が出来次第、村民の皆様のご意見を募る場として、ホームページ等にて公開をし、意見を伺う機会を設けてまいりたいと思っていますところであります。

3 点目の質問であります、北海道住生活基本計画では、成果目標として14項目が定められておりますが、本村は、小規模町村のために、それぞれの項目の数値化することについてはなかなか難しい面があるということであります。従って、道の成果目標にあるバリアフリー化や省エネ対策の推進等については、文言で整理をさせていただいて、建替あるいは改修にあたっては、これに基づき行う方向性を示し、実行してまいりたいと思っているところであります。

4 点目の質問であります、今後の公営住宅のあり方として、子供から高齢者まで、年齢、性別、身体状況など、様々な理由によって利用者を差別しない、すべての人に優しいデザインであるユニバーサルデザインを基本とし、あわせて入居者が身体状況に応じた軽微な変更が行えるようにすることで、いつまでも住み続けられる住宅にし、地域の住宅セーフティネットとしての役割を果たし、安心・安全に暮らせる公営住宅として適正戸数を管理していきたいと思っていますところであります。

5 点目の質問であります、コンパクトなまちづくりは、少子高齢化社会、地球環境への負荷、都市施設整備、維持管理費等の面で様々なメリットがあると思っており、本村においても既成市街地における空洞化対策、また、市街地の活性化にも寄与する重要な方向性であると考えます。

現在は、市街地未利用地の活用を図るために、住宅建設等助成事業において用地購入者に補助する制度を実施しているところでありますが、公営住宅においても、市街地内での整備を検討し、市街地の活性化を図るための住宅施策を講じてまいりたいと思っていますところであります。

議長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

今お話をお伺いしまして、良い計画が出来そうだなと思いました。

これからの公営住宅のあり方は、安心安全で暮らせる公営住宅、ユニバーサルデザインの導入推進というお話をいただきました。これは全く私もそのとおりだと思います。やはり住まいというのは生活の基本でありますし、外から新しい住民として入ってくる方がまず公営住宅を手がかりにして村に定住するかどうかを決めていくという入り口の部分であると思います。

少子高齢化ということで、今はシルバーハウジングというものがありますけれども、高齢者の方に限定したユニバーサルな住宅と限

定するのではなくて、高齢者の介護が必要な方に配慮した住宅というのは子育て世代の方にも非常に優しい環境でありますし、また自立した生活を送りたいと思っていらっしゃる障害者の方にとっても共通に使えるものだとは思います。

ですので、更別村の場合、今直面しているのは超高齢化社会ということですので、今あるシルバーハウジングを見てきますけれども、シルバーハウジングに入居する時点での年齢が非常に上がってきているのです。

それはもちろん、生活の上での困り度に関しても同じなのです。そういう現象があるのです。そうしますとシルバーハウジングに一般の公営住宅から入る年齢が上がっているということは、その年齢に至るまで一般の公営住宅で暮らし続けることが余儀なくされているということなのです。それはもちろん自宅で暮らすということで非常に良いことなのですが、これから公営住宅を更新、または建て替えるにあたりまして、それは是非分けることなくユニバーサルなデザインが更別村の公営住宅のノーマルな状態なのだというような姿勢を持っていただければ、より良いのかなと思います。先程も高齢者の方達が突然体の具合を悪くされて住環境の改善が必要になった場合、公営住宅に暮らしていますとリフォームというのは原則として出来ないのです。そうするとやはり施設に入らなければならぬとか入院生活を長くすることを余儀なくされるのか、そういうことに直結してしまいますので、そうすると自宅で暮らし続けたい、この村に住み続けたいというご希望をそこで断ち切らなければならなくなってしまうということですので、高齢者用ではなくてもっと広い視野に立ちまして全ての方に優しい公営住宅づくりという方向でいていただきたいと思います。今の段階で車椅子の生活になった時に在宅介護に適した住宅というのは多分ないとは思いますが、そのことについて確認したいと思います。

日常的に車椅子ですとか、介護を必要とされる方に対する入居する際の条件に関して優先するというようなお考えもありませんかとお伺いします。

7月に北海道の公営住宅の入居選考要綱が一部改正されました。改正理由として身体の機能上の制限を受けている障害者については居住に適したバリアフリー化された賃貸住宅が民間住宅市場において十分に供給されていないこと及び家賃を負担するために必要な収入が十分でないこと等、民間賃貸住宅を確保することが困難な状況にある。障害者については障害者福祉施設等から地域生活への移行の促進と自立した生活を送れる環境整備を進めることが求められているというような改正理由のもとに、道では既にそのように改正されています。そういう方向で村としてのお考えも改めてお伺いしたいと思います。

村 長

再質問をいただきました。

その中で現在は高齢者が入ることを限定としたシルバーハウジング 30 戸を整備して運営してございますけれども、やはり街中にそういうものを何とか作っていかねばならないと思っております。そうした中で日常的なケアを必要とするものについては救急対応も含めて住宅を設備していかねばなりませんし、そこが空いたら子育て中の人も入れるような住宅づくりを進めていかねばならない。これからはベビーカーから車椅子まで対応出来る住宅構造としていかねばならないと思っております。公営住宅の建て替え、改修にあたってはそのようなことにも配慮しながら地域の人達が助け合えるような考えで住宅施策を推進してまいりたいと思っております。

入居用件が順次変わってくるわけでありまして。その中で賃貸住宅は今後とも一定の割合で進めていかねばならないわけでありまして、やはり子育て中の人だとか高齢者が入るような戸数については賃貸にもお願いしていかねばならないと思っております。私はそのことを全般的に推進してこの超高齢化社会を乗り切っていきたいと思っております。また子育てにも配慮したようなことで住宅政策を進めてまいりたいと思っております。

議 長
3 番菊地議員

3 番 菊地さん

もう 1 つ、コンパクトなまちづくりについてお伺いしたいと思います。

そして私の考えも申し上げたいと思います。

先程の村長の答弁の中にもありました。

そして街中に住宅を持っていくというお話もいただきました。

これはまさに私もそのとおりだと思います。

今、更別村の中心市街というのは、空洞化しておりまして、外に拡張していくまちづくりがなされていたと思います。

曙町の公営住宅にありますシルバーハウジング、支援ハウスにいたしましても、移動手段のない高齢者の方、交通弱者と言われる方にとっては特に冬は買い物難民そのものでして、村民バスはありますけれども、買い物難民そのものなのです。これを解決するには街中居住というものがどうしても必要になってくると思います。そして街中に暮らした時に民間もそうですけれども、公営住宅を街の中に持っていく、歩いて買い物に行かれる、バスに乗れる、病院までのピストンバスを設定するとか色々と考え方は出来ると思います。とにかく外に広がっていった街づくりというのは道路、上下水道、除雪、そんな公共サービスの効率も悪化させますし、維持管理においても非常にコスト高になっていくということです。これからは街の中心部に人を呼び戻す、住んでもらう方向に持っていいただき

たいと思います。

それから市街地活性化の話もありまして、色々なお話があつて非常に村として地域に元気を取り戻そうということで非常に良いことだと思いますし、応援したいと思っているのですが、この中で地域活性化の中で色々な事業をしていく中でこれから高規格のインターチェンジが更別村にやってくるとか、どこか施設が空くとか、そういう話も聞くのですけれども、ひとつひとつクリアしていかなければならない問題ではありますけれども、中長期的な立場から更別村のまちづくりという立場から戦略的なまちづくりを是非していただきたいと思います。将来的な更別村の姿、村内ビジョンを明らかにして戦略的に行っていく、それは村政にとって骨格だと思います。更別村の将来のまちの姿というのを見据えた戦略というのはどのようにお考えでしょうか。やはり目標達成のためには確かな広い情報が必要ですし、更別村にはたくさんの色々な計画がございますけれども、その計画ひとつひとつ独立したものではなくて横断した調和を取りながらひとつひとつの計画を横断した全村的な考え方でひとつのまちづくりをしていただきたいと思います。外から見てるとばらばらに見えてしまうところがあるのです。ですからインターチェンジが来るということでしたら、そこから街への導線、国道へ抜ける道のあたりから市街地の活性化も合わせて考えていくべきだと思いますし、そこはスクールゾーンにもなっていますので、そのためには街中居住、安全安心な暮らしのためにあそこの道の安全性を絶対にすることだと思います。そんなことを全部つながった状態で進めていっていただきたいと思います。そのような戦略的なお考え、漠然としていて非常に申し訳ないのですけれども、そのことについてお聞かせ下さい。

岡出村長

戦略的なことということで、これだけの高齢化社会になってきますと、動けるうちは自分で買い物にいける、用を足す、そして色々なイベントに参加する、そういうことをしていただく必要があると思います。生きがいを持った生活ということであります。そのためには曙町のシルバーハウスから街中に買い物に来る人達はよく見ておりますけれども、一面運動にもなると思うのですけれども、冬場は大変だなという考えをしております。そうしたことから街中の居住空間というものも必要だろうということから私はそのような方向で行きたいし、それから街中に空き地については一般の方々に住宅として利用していってもらいたいということから補助制度も今年から設けてやっていますが、なかなか時間の架かる問題だなと思っているところでございます。それから更別村の農地というものは大きな財産と捉えておりまして、生産性が高いということであります。優良な農地をこれ以上、私はつぶしたくないという一心で街中ということを言っているわけであります。現在の市街地形成の中で今後

議長
3 番菊地議員
議長
6 番松橋議員

展開していかなければなりませんし、市街地の中の土地等も有効に利用していく、そして安心安全な市街地の形成を図っていきたいと思っていますところであります。

ヨーロッパあたりは、優良農地は極力保全をし、農地に向かないところに住宅形成をしているわけでありますので、そのようなことを私は更別村においても必要であると常々思っているところであります。その中で住宅、公共施設をバランスよく配置をしながら暮らしていけるような市街地形成というものが私は夢でありますので、実際にこれを戦略的に文書にしてということはなかなか難しいわけでありますけれども頭の中でつなげてまいりたいと思っております。

3 番 菊地さん

以上で一般質問を終わらせていただきます。

6 番 松橋さん

議長の許可をもらいましたので、今回は 1 点について質問させていただきます。ちょうど時期的に秋播き小麦の播種時期と豆、じゃがいもの収穫が重なってピークかなと思っております。

今回は農作業事故について行政の取り組みを確認したくて 1 点質問させていただきます。

なぜかと言いますと、タイムリー的に日本農業新聞が今回、年間キャンペーンを貼っていきまして、私自身も軽く感じたわけではないのですけれども、今回この問題を取り上げてみました。

農水省が 7 日に日本農業新聞とこれは 9 月 17 日付けですけれども農業全国新聞、7 日に公表しました 2010 年農林業センサス、各新聞とも一面で大きく出しています。このセンサスについては国の農林業の生産構造や就業構造、農山村の実態を総合的に把握するため 5 年に 1 度、農林業形態を対象に行う、これは 2 月 1 日現在の速報値です。これによりますと農業就業人口が前回は 260 万人、22%減少しました。農業・農村を取り巻く厳しい現状が浮き彫りになった。農業就業者の平均年齢は 63.2 歳から 65.8 歳と初めて 65 歳を超えたというようなことが書かれています。

このペースで農業者の人口が減っていきますと、1 年で 15 万人、1 日で 400 人減る。このまま減少が続けば 17 年で農業者人口は 0 人になる。これはありえない話なのですけれども、それだけ農業人口が減少している中で農作業の死亡事故が年、全国平均で 400 件、十勝は 10 年で 41 人、平均で 4 人、それで負傷事故、北海道は 10 年平均で 2,500 件、十勝は 1 年平均 500 件を越えています。それで更別村がどうなのかということをして J A と普及センター等から書類を取りました。それで道と J A の数字が若干違うのですけれども、取り方にもよりますが、更別農協の場合は労災加入者を対象にした事故です。これを見ますと農作業事故は皆さん大きく考えますが、女性の半分が家畜との接触事故です。男性の 41% も家畜との衝突です。本当の農作業事故というのは収穫時期、時期別もありますが、本当

に労災に係る、それでも骨が折れたりしているのでしょうかけれども、見ますと女性がひどいです。更別村の 10 年間を見ますと、20 年度では平均 155 戸が加入しています。平均で 15.5%、年 20 件以上の報告がされている。平成 18 年は 30 何件で 20%が怪我をされた。それで更別村も過去につらい死亡事故を聞いておりますし、知ってはいるのですが、統計の中に過去に何年か前にあったものが載っていない。統計の取り方は色々あると思うのですけれども、それで今回、これを機会にタイムリーかなと思ひまして、農業新聞のキャンペーンもあったと思うのですけれども、農水省が来年度予算に農作業安全緊急推進事業、どんな内容でやるかと言いますと、農水省も今まで予算を持っていなかった。なぜ今時期なのかというと、これ以上農業者の事故は困りますということなので、その内容が農業新聞の論評に書いてありました。読み上げますと、9 月 10 日付の農業新聞の論説ですけれども、農水省がなぜ重い腰を上げたのかと言いますと、農水省は農作業死亡事故を 3 年間で 1 割以上減らす政策目標を掲げました。そのために農作業安全緊急推進事業を来年度の予算に計上、要求しました。これは小さな予算ですけれども農水省が数値を掲げた施策目標の設定はすごい前進だと。毎年 400 人も亡くなっている危機的な状況からして、3 年で 1 割低減とは危機感がなさすぎる。3 年後にまだ現状の 9 割もの死亡事故が起きていると思うと気が滅入る。農作業による死亡者数は過去 40 年近く変わらない。他産業は、この間に 8 割以上も労災による死亡者を減らした。危険産業と言われる建設業も同様だと。労働安全を徹底したためです。農業は個人経営が多いために徹底されずに来た。同省も集計を始めてから全国に標本集落を定め、事故の実態を 1 件ずつ聞き取ることに力を入れたが、近年は死亡事故の集計程度で終わっている。この問題が社会的な大きな関心を集めてきたため、同省も今年度から新たな食料・農業・農村基本計画に農作業安全対策の推進を掲げた。国会や同省の審議会でも議論になり、同省としても重い腰を上げざるを得なかった。予算総額は 118,000 千円、これは農業者にとって重要な政策である。これを機に農作業事故対策を農政の重要な柱に位置付けていく。農の担い手が毎年 400 人も亡くなっていることは決してあってはならない。それにしても 3 年で 1 割低減とはあまりにも悠長だと、僕もそう思います。また 3 年後に 360 人も死亡者が出ていることになる。農業就業人口はこの 5 年間で 2 割以上も減りました。就業人口が減れば労災作業も減るのが普通で、それが農業だけ減っていないことは大きな問題です。

農作業死亡事故を劇的に減らしたドイツの農業省予算の 7 割は労災対策をはじめ、年金、健康保険など、農家の命に係るものだという。事故対策に注がれた資金、人材を見れば政府の本気度がわかる。

それで、この内容ですけれども、1 つ目は意識向上対策、対面調整のやる農作業事故の分析をします。対策 2、トラクターの事故防

止対策、トラクターの転倒事故について携帯電話等を用いた装置で事故の発生が速やかに通報されるシステム実用化の試験をします。3つ目がトラクターの安全フレーム、この辺は安全フレームの付いていないトラクター3台を処分して新しいトラクター1台にしたら、その処理代を見ますよと。

それで更別村として、これだけ労災加入の15%から20%の事故率がある中で、村としても農協とタイアップをして近々に色々な方策を取って、それを進めていくことが農政の柱と国も位置付けましたので、村長にお考えを聞きたいということで質問させていただきました。

岡出村長

松橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

農作業事故防止対策の推進について具体的に3点質問いただきました。

1点目の農作業事故防止対策としての、村の取り組みの現状であります。

まず十勝における農作業事故につきましては、この10年間を見ますと、死亡事故、負傷事故共に、ご質問のとおり、全道のワーストの状況であります。

本村における農作業事故発生状況は、平成8年以来、死亡事故の発生はございませんが、負傷事故は10年間で214件発生してございまして、年間20数件の発生ということでございます。その発生の約半数が家畜による事故でありまして、あと半数が収穫作業、管理作業、機械の整備、植え付け作業中などの事故となっております。

労災加入戸数に対する事故の発生率は、この10年間を平均いたしますと、約15.5%と大変高い発生率となっているところであります。

本村における対策といたしましては、十勝総合振興局、十勝町村会、十勝地区農業協同組合長会を始め、関係団体14団体で構成しております、十勝地区農作業安全運動推進本部、本部長は組合長会の有塚組合長が進めてございますが、この推進本部を中心に各地で関係対策に取り組んでいるところでございます。

本村の対策の主体といたしましては、更別村農業協同組合において、農家の皆様に啓発資材の配布、講習会の開催、FAXによる繁忙期毎の啓発、JA広報にて啓発指導等を実施しているところであります。

こうした展開により、ここ数年、年間の発生件数を10数件にまで減少している現状にございます。

今年は9月21日現在で9件の発生ということになってございます。

2点目の農協との協力体制でございますが、十勝地区農作業安全運動推進本部の更別村における推進組織としましては、更別村農業経営・生産対策推進会議が担ってございまして、村並びに農協等関係機関と連携し対応しているところであります。

なお、今年は特に作物収穫期が重なって収穫作業が繁忙を極めて
いるは状況になったために、事故防止の徹底を指示いたしたところ
であります。

あわせて各種会合等におきまして、事故防止を必ず呼びかけてま
いったところであります。

3 点目の危機感をもって即撲滅運動の展開を始めることの必要性
であります。幸い、ここ数年、重大事故の発生を免れてきてござ
いますが、本当に免れてきたというのが実態であると思っております。

大型機械による事故は即悲惨な事故につながるわけでございます。
重大事故は家族や営農のことはもちろんであります。地域に及
ぼす影響は極めて大きいものでありまして、危機感を増すものであ
ります。

更別村における事故の発生は、先ほど申し上げたとおり、減少の
傾向にはありますが、まず小さな事故の撲滅が悲惨な重大事故をな
くすものと思っているところであります。

今後より関係機関と連携を図って事故防止対策を講じてまいるも
のであります。

また国におきまして、松橋議員ご質問のとおり、2013 年までに 1
割以上事故を減らす対策を行うということでございます。

生温いというご指摘でございますが、有効な対策については新年
度予算を組んで取り組んでまいりたいと思っているところでありま
す。

以上、答弁といたします。

6 番 松橋さん

前向きな答弁をいただいたと思っております。

ただ、2 つ目の農協との協力体制というのが、推進会議の中での
ことになる。もちろんそうでしょうけれども、確かに春と秋にファ
ックス 1 枚は入っているのは事実です。僕も調査してみてそんなに
牛と接触事故があるのだなということで、どうも行政も含め、農協
も含め、私どもも含めて危機感がない。私どももしょうがないとい
う程度にしか思っていませんでしたけれども、よく、朝、土建屋さ
んがラジオ体操をしています。あのようなことも含め、それから全
部トラクターに安全フレームを付けましたよね。女性部がオーバ
ーホールの袖がちぎれるようにしたり、そういう慣れが段々なくな
って安全靴を履くことも含めて、もう 1 回行政と J A がもっとタッグ
を組んで、以前は広報車も秋作業と春作業の時には周っていたはず
なのです。農協の車にステッカーを貼ってスピーカーで。単純にあ
んなことと思いますけれども、山火事防止と同じで、しつこくして
いかなければ。それで皆さんが収穫が始まる前に機械の周りをひと
周りするとか出面のおばさんに声かけ運動をするとか、小さなこと
から予算を使わなくてもあると思います。その辺の舵取りを行政と

議 長
村 長

J Aがタッグを組んで。農協の係に聞きますと、行政の係と話したことはないそうです。1年に1回農作業事故について会議を持って話しているのかと聞くと、ありませんとはっきり言われました。それはそれで幸せでしょうけれども、重大事故があったら困りますので、私どもも気をつけますけれども、その辺、行政とJ Aがもう少しタッグを組んで前進してほしいと思います。

岡出村長

今年は結構、取り組みを強化してございまして、それが少ないと見られれば残念なわけでございますけれども、6回程、ファックスによって事故防止を呼びかけておりますし、8月30日と9月1日には事業一斉推進ということでそれぞれ取り組んでいるところであります。また、先般、推進会議におきまして事故対策について話し合いをしたところでございます。いずれにしてもこれは日常的に啓発を強めていかなければならないという案件でありますので、私どもと農協で更に連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、起きてしまったら大変なことになりますので、毎日危機感を持って農協も役場もお互いにそういうような気持ちで進めてまいりたいと思っております。予算をどうするか、こうするかはついて来る問題でありますので、ひとつ産業課を中心として農協と連携を図りながら鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

議 長
6番松橋議員

6番 松橋さん

国もせっかく重い腰を上げて、少額予算をつけて、これは国会が通らないと決まらない話ですけども、やっと重い腰を上げました。村も来年度予算に出来るのであれば発想をして、パソコンでどこにいてもわかる時代ですし、そのように取り組んでいく気構えを十勝でも機械の進んでいる地帯ですから、緊張感を持って進めていきたいと思っております。その辺も取り組んで予算の額は別にしても、その辺努力して、私達はもちろん気をつけますけれども。

これで終わらせていただきます。

議 長
議 長
議 長
2番高橋議員

この際、暫時休憩いたします。(11時55分)

休憩前に引き続き会議を開きます。(11時10分)

2番 高橋さん

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

村有財産の管理状況についてということで、質問の項目は2点でございます。1点目、カントリーパークの公園管理について、2点目、更南小学校跡地の村有財産の管理状況について質問させていただきます。

最初にカントリーパークの公園管理について質問させていただきます。

カントリーパークの公園約2ヘクタール部分については、2回目の質問になると思いますけれども、カントリーパークの管理は更別

産業振興公社が指定管理者ということで管理を行っていますが、以前にも申し上げましたが、公園ということで景観の維持には配慮しなければならぬわけでございますけれども、有効利用もなく、景観については荒れ果てた状況を確認した次第でございます。

以前、質問させていただいた村長のお考えについては、芝生広場は地域の公園的意味合いを持つものですので、指定管理者や地域の意見を伺いながら、また最少の費用で実施可能なものについて前向きに検討してまいりたいというお考えをいただいたところでございます。

本年は、芝生広場に花を植えたということでございますけれども、私が確認したところでは、雑草が生い茂っておりました。これらを整理しなければならない部分はたくさんあると思いますけれども、約 1 ヘクタールという広大な土地ということで、酪農家に管理をお願いするとか、花等を植えるにしても雑草の管理が行き届くような花を植える方法を検討する必要があると思いますが、村長のお考えを伺います。

続いて 2 点目、更南小学校跡地の村有財産の管理状況についてということで、これも 2 回目の質問になりますが、更南小学校跡地の村有財産について、村有地の環境対策ということで質問させていただきましたけれども、地域住民との協議を行い売却、植樹等を含めて庁内で十分検討し、速い段階で方向性を出していきたい、また当面の課題として草刈、雑木等は環境整備をして行っていきたいという村長のお考えでございました。

村有地内の建物については、取り壊し整備されました。また住民協働事業として私も現地を見てきましたけれども、道路脇の部分については確かに草刈はしてありました。これは住民協働事業としてされているということでございますけれども、村有地内については、やはり以前と同じで雑木が生い茂り、環境整備が行き届いていないのが現状でございました。

私はやはりこの部分は整理をし、植林するか、雑木については整備をし、環境対策をしやすくする方法が望ましいと考えますが、村長のお考えを伺いたいと思います。

岡出村長

高橋議員のご質問にお答えを申し上げます。

村有財産の管理について、2 点ご質問をいただきました。

1 点目のカントリーパークの公園管理についてであります。

このさらべつカントリーパークの管理については、平成 21 年第 3 回議会定例会におきましてご意見をいただいたところであります。

施設入り口からセンターハウスに向かい、左側の部分の整備につきまして、協和区のご意見を伺い、また指定管理者の意向等を確認しながら、この春から芝生広場の約 1 ヘクタールの部分について景観整備を図ったところであります。

議
村

長
長

花につきましては、アンジェリアとひまわりを、集客の意味合いから、利用者が途切れる夏休みの時期以降に花が咲くように播種したところであります。

種は、北海道の花いっぱい促進事業とシーニックバイウェイ・南十勝夢街道から、それぞれ無償で提供いただいたものでございます。

アンジェリアにつきましては、生育旺盛で被覆が早く、雑草対策にもなるという特性から選定したもので、8月上旬まで順調に成育し、アンジェリアの紫の花も咲き、ヒマワリも咲き始めまして、美しい状態になったわけではありますが、その後、雑草のあかざが急激に伸びまして、背丈の低いアンジェリアが負けてしまい、議員ご指摘の状況に至ってしまったところでございます。

反省点といたしましては、播種前に除草剤の散布を予定したところでありますが、天候とキャンプ場利用者等との調整がつきませんで、除草の処理をしないまま播種に至ったこと、アンジェリアを全面に播種いたしたために、容易に除草ができない状況になってしまったと、それから作業の委託と利用者の状況などから、除草のタイミングが難しかったことなど、管理作業について反省する点が多々ございました。

明年度は、今年度の状況や指定管理者の意見を伺いながら、費用対効果を前提に、集客につながる所期の目的を達成すべく、更に検討して目的を達するようにしてまいりたいと思っているところでございます。

2点目、更南小学校跡地の村有財産の管理についてであります。

このご質問につきましても、平成20年6月議会の定例会において、ご質問をいただき、学校跡地である関係から更南及び昭和区の役員の皆様と敷地の管理について協議をしてまいりました。

結果、基本として、東5号沿いの閉校記念植樹地、約1,500平米ありますが、これについては地区で管理をしていただくこととなりまして、少し遅れてまいりましたが、平成22年度から協働のまちづくり事業として、地区で管理をしていただいているところであります。

その他の約11,000平米につきましては、村が管理することといたしまして、平成21年度に、老朽の更南保健福祉館と自転車小屋は危険建物として取壊しを行い、また東5号道路で枝の張り出したカラマツ、それから雑木につきましては伐採処理をしたところであります。

今後は残土の整地を行いまして、ご指摘の支障木の整理、移植を行い、平成23年春、自然に配慮した植樹を行うこととしているところであります。

1ヘクタールを超える森づくりとなるために、現在は総務課の管理ではございますが、産業課との連携の中で進めてまいりたいと考えております。

議長
2 番高橋議員

これら 2 件につきまして、ちょっと時間がかかり過ぎてしまっているわけですが、来年に向けて鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

2 番 高橋さん

まず 1 点目のカントリーパークの件については、地域の意見を聞きながらということだったと思いますけれども、地域の意見としてはどういう意見であったのか伺いたいのと、この公園といっても 1 ヘクタールあるということで、モーターパークとは関係ないとは思いますが、来場者が来られた場合には酪農家に賃貸等をして機械でやっている姿を来場者に見学してもらうのも 1 つの手なのかという考えを持っていますが、その 2 点について伺いたいと思います。

それから 2 点目の更南小学校の跡地については、地域で住民協働事業で 1,500 平米ということで、これくらいしかこの地区で整備がやってもらえないかということで地域とどういってお話をしたのかということと、残りの 11,000 平米については今の雑木等を整理して植林するのも望ましいのかなという考えはしております。

そういうことで 2 点目は地域が 1,500 平米しかやらないということで、その他は出来ないのかなということをお伺いしたいと思えます。

議長
村長

岡出村長

1 点目のカントリーパークの公園管理でありますけれども、地域と話し合った結果、あそこの地はやせ地で作物を作っても駄目だという意見をいただいたところです。ただ、そういうことから、当初はスイートコーンだとかそういうものを作って、利用者にサービスをしたり、イベントを開いたりという考えもありましたけれども、まずは花づくりから始めてみようということから、こういう結果になっているわけです。追々、地力等も調べてみて色々な展開が考えられるわけありますので、管理者と話し合いながら進めてまいりたいと思っているところであります。また酪農家に賃貸をしてその作業風景、体験をさせてはいかがかということでございますけれども、これにつきましてもまたこれが可能かどうか検討してまいりたいと思っているところであります。いずれにしても今年は厳しい状況になりましたことから、地域の方々からも色々な厳しい意見をいただいているわけでありまして、まずはこの 1 ヘクタールについて目的に沿ったような形で展開してまいりたいと思っておりますが、さらに担当課とカントリーパーク指定管理者側と十分話し合いながらやっていきたいと思えます。

それから 2 点目の更南小学校の跡地であります、長い間、地域と学校跡地の管理につきまして離れていた関係上、それぞれ代も変わってしまったわけでありまして、やはり 1,500 平米につきましては記念植樹をした土地でありますので、これにつきましては地域の

議長
2 番高橋議員

方々に管理をお願いしてほしいということから、1,500 平米については協働のまちづくりをお願いすることとなったところであります。その他の 11,000 平米については、面積が広いということで山林にした方が良好だろうということから、先程ご答弁させていただきましたが、産業課との連携という話をさせていただきましたが、管理についても出来れば補助制度を導入した形の中で造林、管理という方に持っていきたいと思っているところから、このような形にしたわけであります。いずれにしても進み方が遅くて私も出身地としては残念でありますけれども、鋭意進めてまいりたいと思っております。

2 番 高橋さん

カントリーパークの件については、地域で土地がやせていて耕作は難しいというお話ということは、地域で作物等は無理だという意見ですか。

それと更南小学校の跡地については、私も整備して植林等を植えるのが 1 番かなと思いますので、補助制度を活用して植林して、その後の環境整備もしっかりしていただきたいと思います。

カントリーパークの地域で土地がやせているからというだけで、地域で作物を植えたくはないという意見が多いのですか。

議長
村 長

岡出村長

地域の方々と話し合ってきたわけではありますが、あそこの土地については作物を作るには土壌改良をしなければならぬということから始まっておりますし、また作物に持っていくには大変だということから花にしたわけではありますが、この花が雑草に負けてしまっている状況であります。こうしたことから更に反省点に基づいて来年は再び目的を達成するために頑張ってまいりたいということでもあります。いずれにしても集客を図るための施設作りということで、これは毎日の日頃の観察と申しますか、気遣いが必要だと思っています。そういうことを改めて感じたところでもありますので、来年はこのような反省点を踏まえてやってまいりたいと思っております。

色々なご意見もいただく中で検討してまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長
議長

これをもって、一般質問を終了いたします。

この際、日程第 4、認定第 1 号、平成 21 年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、日程第 10、認定第 7 号、平成 21 年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 7 件を、一括議題といたします。

この 7 件の認定の件は、議長と議員選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、付託した案件です。

審査が終了し、委員長から委員会報告書の提出がありました。

本案 7 件を一括して決算審査特別委員長に審査の報告を求めます。

決算審査特別委員長	
	堂場決算審査特別委員長 認定第1号、平成21年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの7件の報告をいたします。
	本件は、第3回定例会において、5名の委員をもって構成する決算審査特別委員会が設置され、委員長に堂場、副委員長に本多委員が互選され、去る9月15日、9月16日の2日間にわたり審査を行いました。
	審査の結果、平成21年度決算については、条例及び規則等にとり予算目的に沿って適法に執行されているものと判断し、本決算は適正と認めました。
	したがって、本委員会は、認定第1号、平成21年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの7件は、原案のとおり認定すべきものと決定しました。
議	以上で審査報告を終わります。
長	これで、決算審査特別委員長からの報告を終わります。
	決算審査特別委員会は、議長と議会選出の監査委員を除く全議員による委員会ですので、委員長の報告に対する質疑・討論は省略したいと思います。
	また、本案7件を一括して採決いたしたいと思います。
	このことにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声あり)
長	異議なしと認めます。
	したがって、本案7件は、質疑討論を省略し、一括して採決することに決定しました。
	これから、認定第1号、平成21年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から、認定第7号、平成21年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算までの7件を一括して採決いたします。
	認定第1号から、認定第7号までの7件については、認定すべきとするものであります。
	認定第1号から、認定第7号までの7件については、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。
議	(異議なしの声あり)
長	異議なしと認めます。
	したがって、認定第1号から、認定第7号までの7件については、委員長報告のとおり認定することに決定されました。
議	日程第11、報告第3号、平成21年度更別村財政健全化判断比率
長	の報告の件を議題といたします。
	報告の説明を求めます。
村	岡出村長
長	報告第3号、平成21年度更別村財政健全化判断比率の報告の件で

		ございます。 平成 21 年度更別村財政健全化判断比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。 次のページが報告書でございます。 地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 22 年度に公表する平成 21 年度健全化判断比率を次のとおり報告するものであります。 実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては算出されないということで次のとおり表記されてございます。実質公債費比率につきましては 10.3%ということでございまして、平成 20 年度と比較いたしまして 1.1 ポイント改善しているという状況でございます。将来負担比率につきましてもカウントされないということで、次のように表記をされているところでございます。 なお、備考、参考につきましてはご参照いただくものでございます。 以上、報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終了し、報告済といたします。
議	長	日程第 12、報告第 4 号、平成 21 年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件を議題といたします。 報告の説明を求めます。 岡出村長
村	長	報告第 4 号、平成 21 年度公営企業に係る資金不足比率の報告の件でございます。 平成 21 年度公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の審査意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。 次のページが報告書でございます。 地方公共団体の財政健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 21 年度に公表する平成 21 年度公営企業に係る資金不足比率を次のとおり報告するものであります。 簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、いずれも資金不足比率はカウントされないということでございます。 これは昨年度と全く変わりはありません。 以上、報告とさせていただきます。
議	長	説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

		質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
議	長	これで質疑を終了し、報告済といたします。 日程第 13、議案第 49 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画の件を議題といたします。 本案について、委員長に審査報告を求めます。 高橋総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		第 3 回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案について、9 月 14 日、理事者および担当課長等の出席を求め委員会を開催、尚、関連があるので産業文教常任委員会の同意を得て連合審査会により、審査を行いました。 その結果について報告いたします。 議案第 49 号 更別村過疎地域自立促進市町村計画の件は、更別村の産業の振興、住民の生活の安定と福祉の向上を図るため必要な計画であると考え、慎重に審査した結果、当委員会は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。 以上で審査の報告といたします。
議	長	これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 議案第 49 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、可決であります。 これから議案第 49 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 おはかりいたします。 議案第 49 号に対する委員長報告は、可決であります。 議案第 49 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 49 号、更別村過疎地域自立促進市町村計画の件は、可決されました。
議	長	日程第 14、陳情第 3 号、地方財政の充実・強化を求める陳情書の件を議題といたします。 本案について、委員長に審査報告を求めます。

総務厚生常任委員長

高橋総務厚生常任委員長

第3回定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました陳情第3号について、9月14日に委員会を開催し、その審査を行いました。

その結果について報告いたします。

この陳情は、深刻な経済状況の中、地域経済と雇用対策の充実・強化のため、平成23年度の地方財政予算の安定確保を国に強く要請する内容です。

当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、願意妥当と認め、採択と決定しました。

以上で審査の報告といたします。

議長

これで、総務厚生常任委員長からの報告を終わります。

委員長報告が終わりまりましたので、これから質疑を行います。

陳情第3号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

委員長報告は、採択であります。

これから陳情第3号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

おはかりいたします。

陳情第3号に対する委員長報告は、採択であります。

陳情第3号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、地方財政の充実・強化を求める陳情書の件は採択と決定しました。

議長

日程第15、陳情第4号、2011年度「公立高等学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件を議題といたします。

本案について、委員長に審査報告を求めます。

松橋産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

第3回定例会において、産業文教常任委員会に付託されました陳情第4号について、9月14日に委員会を開催し、その審査を行いました。

その結果について報告いたします。

この陳情は、道教委がすすめる「公立高等学校配置計画」の撤回・

		再考等を求める内容です。
		当委員会では、慎重に審査した結果、本件は、趣旨採択と決定しました。
議	長	以上で審査の報告といたします。 これで、産業文教常任委員長からの報告を終わります。 委員長報告が終わりましたので、これから質疑を行います。 陳情第 4 号についての、委員長報告に対する質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから討論に入ります。 委員長報告は、趣旨採択であります。 これから陳情第 4 号に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 おはかりいたします。 陳情第 4 号に対する委員長報告は、趣旨採択であります。 陳情第 4 号は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、陳情第 4 号、2011 年度「公立高等学校配置計画」の撤回・再考を求め、地域の子どもの実態に応じた高校づくりを実現する陳情書の件は趣旨採択と決定しました。
議	長	この際、昼食のため暫時休憩いたします。(11 時 50 分)
議	長	(意見書案及び追加の議事日程表 配布) 休憩前に引き続き会議を開きます。(13 時 30 分) おはかりいたします。 休憩中に 1 番 赤津さんから、意見書案第 8 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件が提出されました。 この際、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思えます。 これにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、意見書案第 8 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を、日程に追加し、議題とすることに決定しました。
議	長	日程第 16、意見書案第 8 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

1 番赤津議員

1 番 赤津さん

地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。
内容につきましては、別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域経済と雇用対策の活性化が求められるなかで、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけこれらの政策分野の充実・強化が求められています。平成 22 年度予算において地方交付税が増加されたことは、新政権が地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算措置が必要です。このため、平成 23 年度の地方財政予算全体の安定確保にむけた対策を強く要請するため、別紙意見書を、菊地議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして提案の理由といたします。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長

これで討論を終わります。
これから意見書案第 8 号、地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 17、閉会中の所管事務調査について、総務厚生常任委員会
は、定住化に向けた取組みと現状等について、産業文教常任委員会
は、継続して、市街地活性化事業について、カントリーパーク改修
事業について、議会運営委員会は、議会運営について、議長の諮問
に関する事項について、議会広報の発行について、それぞれ閉会中
の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申し出があります。

おはかりいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

次に議会運営委員会委員長から、次に議会運営委員会委員長から、10月12日、池田町において開催される十勝町村議会議長会議員研修会に、議員全員を派遣したい旨、申し出があります。

おはかりいたします。

申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり承認することに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件は、全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日をもって閉会することに決定しました。

これにて平成22年第3回更別村議会定例会を閉会いたします。

(13時35分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 22 年 9 月 21 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 堂 場 聰 志

同 議員 松 橋 昌 和